

「第 68 回全国スポーツ推進委員研究協議会島根大会開催事業業務」

企画提案公募実施要領

1 目的

全国のスポーツ推進委員が一堂に会し、スポーツ推進委員の目指す方向や地域スポーツの今日的な課題について研究協議し、スポーツ推進委員の資質向上を図るとともに、生涯スポーツの振興に資するための標題大会（以下「全国大会」という。）を円滑に実施するため、公募により委託事業者を選定する。

2 業務概要

(1) 委託業務名

第 68 回全国スポーツ推進委員研究協議会島根大会開催事業業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和 10 年 1 月 31 日まで

(3) 業務内容

別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 委託料の上限 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、打ち合わせに要する費用を含む。

(5) 委託者

第 68 回全国スポーツ推進委員研究協議会島根県実行委員会会長

3 参加資格

この企画提案公募に参加できる者は、次の要件の全てを満たしている者とする。

- (1) 単独の法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店又は営業所を有する法人（以下「県内法人」という。）であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち 1 以上は県内法人であること。
- (3) 単独の法人又はコンソーシアムの構成員は、次の各号を満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - エ 直近 1 事業年度の消費税及び地方消費税等の滞納がないこと。

- オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。
- カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。
- キ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ク 島根県の「建設工事等入札参加者に対する指名停止等に係る措置要綱」又は「物品の製造の請負、売買等に係る入札参加資格者指名停止措置要領」に基づく入札参加指名停止措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- ケ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- サ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- シ 複数のコンソーシアム構成員になって参加し、又はコンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。
- ス 過去5年以内に同種又は類似の業務の実績を有すること。

4 募集に関するスケジュール等

(1) 公募開始	令和8年7月27日（月） ※各種様式等は、島根県ホームページで閲覧、ダウンロードすること。
(2) 企画提案公募説明会	次のとおり企画提案公募説明会を開催するので、プロポーザルに参加する者は必ず出席すること。 ア 日 時：令和8年8月5日（水）13時30分から イ 場 所：島根県庁黒田庁舎 2F203 会議室 （松江市黒田町 488-2） ウ 内 容：①業務の目的、仕様の説明 ②質疑応答 エ その他：企画提案公募説明会に参加する者は、令和8年8月3日（月）17時までに、下記(10)の提出先へ、

	以下を記載した企画提案公募説明会参加申込書（任意様式）を電子メールにて提出するとともに、到着確認の電話をすること。 ①企業（団体）名 ②出席者の所属、役職及び氏名 ③担当者の所属、役職及び氏名 ④担当者の連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）
（３）質疑の受付期限	質疑がある場合は、必ず企画提案公募質問票（様式２）により、令和８年８月７日（金）１７時までに電子メールにより提出すること。
（４）質疑の回答	令和８年８月１７日（月）を予定 各参加希望者の質疑を取りまとめ、島根県ホームページに掲載する。 なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公平な審査を行うため受け付けない。
（５）企画提案の 参加表明書の提出	企画提案に参加する者は、企画提案公募参加表明書（様式１）に以下の書類を添えて、令和８年８月１９日（水）１７時までに<u>持参又は郵送</u>により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、土・日、祝日を除く９時から１７時まで（１２時～１３時を除く）とし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。 【添付書類】（各１部） ア 島根県内に事務所を有する者：県税に関する納税証明書（発行後３か月以内のもの。写し可。） イ 島根県内に事務所を有しない者（島根県に納税義務のない者）：本店が所在する都道府県の法人事業税に滞納がないことの証明書（発行後３か月以内のもの。写し可。） ウ 税務署が発行する納税証明書（未納の税額がないことの証明）※発行後３ヶ月以内のもの、写し可 エ 会社（法人）の概要がわかるもの（会社案内等） オ 同種又は類似の実績について、これを証する最も直近の業務の契約書写し（１件分） ※コンソーシアムによる参加の場合は、全構成員の上記書類及びコンソーシアム協定書の写しを添付すること。
（６）参加資格通知予定日	令和８年８月２１日（金）

(7) 企画提案書の提出	令和8年9月7日(月)17時までに持参又は郵送により提出すること。 ※持参の場合の受付時間は、土・日、祝日を除く9時から17時まで(12時～13時を除く)とし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。
(8) 提案者プレゼンテーション(審査)	令和8年9月11日(金)午後を予定 ※時間及び場所については、別途通知する。 ※会場には、モニター及びHDMIケーブルを用意するので、使用する場合はその他必要な機器等(PC、データ等)を持参すること
(9) 委託候補者の決定	令和8年9月中旬を予定
(10) 提出先及び問合せ先	〒690-0876 島根県松江市黒田町488-2 黒田庁舎2F 第68回全国スポーツ推進委員研究協議会島根県実行委員会事務局(島根県島根かみあり国スポ・全スポ局スポーツ振興課内) 担当:美藤、青山 TEL:0852-67-4112 FAX:0852-67-4126 E-mail: sports-shinkou@pref.shimane.lg.jp

5 企画提案書等の作成方法

(1) 作成方法	ア 企画提案書(様式3)及び企画書(様式3別紙)により作成すること。 イ 用紙の大きさはA4判縦、横書き、左綴じを原則とする。(図表等は必要に応じA3判の折り込みも可。)
(2) 部数	ア 計6部提出すること。
(3) その他の書類	見積書(任意様式。内訳を明記したもの。)を1部提出し、写しを企画提案書の末尾にも添付すること。
(4) 留意事項	ア 参加表明書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。 ①提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの ②本要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

	⑤虚偽の内容が記載されているもの イ 企画提案に係る一切の費用については、提案者の負担とする。 ウ 複数の企画提案は認めない。 エ 提出期限以降における企画提案書の差替及び再提出は認めない。 オ 企画提案の採否は、文書により通知する。 カ 事業の効果、効率の観点から、採用された提案の内容を変更することがある。 キ 本要領に基づき提出された書類一式については、返却しない。
--	---

6 審査方法等

(1) 審査方法	審査会において、下記(2)審査内容に基づき審査を行い、業務の内容に最も適する企画提案を提出した者を本業務の委託候補者として選定する。 審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、委託候補者を選定しないことがある。																													
(2) 審査内容	<table><tr><th>評価項目</th><th>評価基準</th><th>配点</th></tr><tr><td>1 業務遂行体制</td><td>・業務遂行が可能な人員体制が確保されているか ・当実行委員会と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか ・再委託の予定がある場合、効率的な業務遂行のため妥当なものとなっているか</td><td>10</td></tr><tr><td>2 業務スケジュール</td><td>・業務スケジュールは現実的かつ効率的なものとなっているか</td><td>10</td></tr><tr><td>3 参加申込</td><td>・作成する申込専用WEBページは、わかりやすくかつ必要な機能を備えているか ・申込受付、変更やキャンセルに関する対応について、適切に対応できる体制となっているか</td><td>15</td></tr><tr><td>4 配宿業務</td><td>・宿泊施設のエリアは松江市、出雲市を中心とし、アクセスの利便性を考慮したものとなっているか</td><td>10</td></tr><tr><td>5 会場設営、運営</td><td>・設営において必要かつ効率的なスケジュール、配置及び動線となっているか ・設営、運営に係る責任者及びボランティアスタッフ（島根県のスポーツ推進委員）の人員数、配置及び役割分担は適切な内容となっているか</td><td>30</td></tr><tr><td>6 その他独自提案</td><td>・仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか また、その内容は現実的かつ妥当なものか ・独自提案の内容は、事業成果を高めるために有効なものであるか</td><td>10</td></tr><tr><td>7 同種業務の受託実績</td><td>・業務を効率的かつ確実に遂行するために必要な同種業務の受託実績は十分か</td><td>10</td></tr><tr><td>8 経費及び内訳</td><td>・見積内容、積算根拠が適正であるか</td><td>5</td></tr></table>	評価項目	評価基準	配点	1 業務遂行体制	・業務遂行が可能な人員体制が確保されているか ・当実行委員会と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか ・再委託の予定がある場合、効率的な業務遂行のため妥当なものとなっているか	10	2 業務スケジュール	・業務スケジュールは現実的かつ効率的なものとなっているか	10	3 参加申込	・作成する申込専用WEBページは、わかりやすくかつ必要な機能を備えているか ・申込受付、変更やキャンセルに関する対応について、適切に対応できる体制となっているか	15	4 配宿業務	・宿泊施設のエリアは松江市、出雲市を中心とし、アクセスの利便性を考慮したものとなっているか	10	5 会場設営、運営	・設営において必要かつ効率的なスケジュール、配置及び動線となっているか ・設営、運営に係る責任者及びボランティアスタッフ（島根県のスポーツ推進委員）の人員数、配置及び役割分担は適切な内容となっているか	30	6 その他独自提案	・仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか また、その内容は現実的かつ妥当なものか ・独自提案の内容は、事業成果を高めるために有効なものであるか	10	7 同種業務の受託実績	・業務を効率的かつ確実に遂行するために必要な同種業務の受託実績は十分か	10	8 経費及び内訳	・見積内容、積算根拠が適正であるか	5		
評価項目	評価基準	配点																												
1 業務遂行体制	・業務遂行が可能な人員体制が確保されているか ・当実行委員会と十分な意思疎通が図られる体制が確保されているか ・再委託の予定がある場合、効率的な業務遂行のため妥当なものとなっているか	10																												
2 業務スケジュール	・業務スケジュールは現実的かつ効率的なものとなっているか	10																												
3 参加申込	・作成する申込専用WEBページは、わかりやすくかつ必要な機能を備えているか ・申込受付、変更やキャンセルに関する対応について、適切に対応できる体制となっているか	15																												
4 配宿業務	・宿泊施設のエリアは松江市、出雲市を中心とし、アクセスの利便性を考慮したものとなっているか	10																												
5 会場設営、運営	・設営において必要かつ効率的なスケジュール、配置及び動線となっているか ・設営、運営に係る責任者及びボランティアスタッフ（島根県のスポーツ推進委員）の人員数、配置及び役割分担は適切な内容となっているか	30																												
6 その他独自提案	・仕様書に示された内容以外に、独自の提案がされているか また、その内容は現実的かつ妥当なものか ・独自提案の内容は、事業成果を高めるために有効なものであるか	10																												
7 同種業務の受託実績	・業務を効率的かつ確実に遂行するために必要な同種業務の受託実績は十分か	10																												
8 経費及び内訳	・見積内容、積算根拠が適正であるか	5																												
(3) 提案者への採否通知	委託候補者決定後、提案者全員に通知する。																													

6 契約方法

(1) 契約方法

委託候補者と仕様書の内容等について協議の上、随意契約を行う。

(2) 契約金額

委託候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) その他契約条項

委託候補者との協議事項とする。

8 その他

(1) 著作権の取扱い

ア 選定された者の企画提案書に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）その他の権利は、第 68 回全国スポーツ推進委員研究協議会島根県実行委員会に帰属する。ただし、契約締結前にあつては提案者に帰属するものとする。また、受託者は、著作人格権を行使しないものとする。

イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

ウ 発注者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(2) 暴力団の排除

契約の相手方（以下「受託者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受託者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受託者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを島根県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

① 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

② 暴力団員を雇用すること。

- ③ 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
- ④ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
- ⑥ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
- ⑦ 暴力団若しくは暴力団員であること又は①から⑥までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。